

会計年度任用職員（生活指導相談員（一般の職/主任職））の募集の概要

1 職名 生活指導相談員（一般の職/主任職）（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

2 職務内容

生活指導相談員は、東京障害者職業能力開発校の生徒に対し、以下の業務を行う（詳細は下表参照）。

- (1) 就労をめざす障害者の生活相談及び生活指導
- (2) 精神保健相談及び心身の健康管理
- (3) その他、上記業務に関連して必要と認められる業務

	一般の職	主任職
(1) 生活指導相談員	<ul style="list-style-type: none"> ① 訓練生活（寮生活含む）に関する相談、支援 ② 職業人として必要な社会生活上の姿勢、態度等に関する指導 ③ その他、生徒の生活相談・指導に関する業務 	<p>一般の職の担う職務に加え、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特別な支援を必要とする生徒※に対する生活相談・生活指導及び精神保健相談等、より困難な事例への対応 ② 医療機関をはじめ関係機関等との連絡調整 ③ 一般の職の職員に対する助言・指導 ④ 関係職員に対する専門的助言等、係及び科の運営に関する課長代理及び指導員の補佐 <p>※精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等</p>
(2) 精神保健相談員	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神障害を有する生徒又は精神不安を抱える生徒の相談及び健康管理 ② 精神障害を有する生徒の就労に必要なリハビリテーションに関する業務 ③ その他、生徒の精神保健に関する業務 	
(3)	その他、上記業務に関連して必要と認められる業務	

3 応募要件（実務経験に係る時点は、令和8年1月末現在とする。）

(1) 一般の職

以下のアからウのすべてに該当し、エ又はオを有することが望ましい。

- ア 障害者及び障害者の職業能力開発に理解があると認められる者
- イ 奉仕的精神をもって職務を遂行する熱意を有すると認められる者
- ウ 相談員の勤務態様に堪えられる者
- エ 障害者に対する相談・指導業務に係る実務経験
- オ 精神保健福祉士、臨床心理士又は社会福祉士の資格

(2) 主任職

以下のア～オのすべてを満たすことを要件とする。

- ア 精神保健福祉士、臨床心理士又は社会福祉士の資格を有し、精神障害者に対する精神保健相談業務又は障害者の生活指導業務に3年以上の実務経験を有する者
- イ 障害者及び障害者の職業能力開発に理解があると認められる者
- ウ 奉仕的精神をもって職務を遂行する熱意を有すると認められる者
- エ 相談員の勤務態様に堪えられる者
- オ 主任職としての業務遂行ができると認められる者

4 勤務予定場所

東京障害者職業能力開発校 〒187 - 0035 小平市小川西町2-34-1
(西武国分寺線・西武拝島線小川駅徒歩5分 JR武蔵野線新小平駅徒歩20分)

5 募集人員 一般職もしくは主任職 1名

6 任用期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募によらない再度任用の可能性あり。
なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。)

7 勤務日数 原則として月16日勤務

8 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

9 休暇等 (制度改正により変更となる場合があります。)

(有給)

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、
妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(無給)

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、
介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

10 報酬 (常勤職員の給与改定等に準じて改定される場合があります。)

月額 (一般の職) 208,100円 (主任職) 239,000円

支給日は原則として毎月15日。一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。

11 通勤費 規定により、交通費相当額を支給する (上限150,000円/月)。

12 申込方法

会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)及び職務経歴書を下記担当まで提出

(電子メール推奨、郵便・持込でも可)

(令和8年2月13日(金)午後5時必着)

※1 会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式) 上部の「職名」欄に「生活指導相談員(一般の職)」または「生活指導相談員(主任職)」と記載してください。

※2 応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

※3 書類選考後、面接を行います。

※4 結果は、可否に関わらず後日連絡いたします。

※5 申込書に必ずメールアドレスを記載してください。

※6 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

13 その他 任用の都度、原則1月は条件付採用となります。

担当 東京都産業労働局雇用就業部調整課 小泉・長島・堀内
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側
Tel 03-5320-4702
メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp

参考